

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく届出書（実質的支配者用）

手順

本届出書にご記入いただく前に、以下の手順を注意深くお読みください。

共通報告基準(CRS : Common Reporting Standard)が採用されている国に所在するシティの事業所は、報告金融機関として、口座開設者の税務上の居住ステータスについて、また、口座開設者の実質的支配者である自然人の税務上の居住ステータスについて、一定の情報を収集することが義務付けられています。シティは、本届出書に記載された一定の情報および関連する金融口座に関するその他財務情報について、口座が管理されている国の税務当局への報告が法的に義務付けられている場合がありますのでご了承下さい。また、当該税務当局は、報告された情報をあなたの税務上の居住地国の税務当局と交換する場合がありますのでご了承下さい。

口座開設者が(1) 特定法人または(2) 参加国以外の地域に所在する投資事業体であって、法人又は外国に税務上の居住地を有する信託に該当する場合には、口座開設者のそれぞれの実質的支配者について、別々の本届出書をご提出願います。「被支配事業体」という用語は、本届出書においては、これら二つの種類の事業体のいずれかを指します。

口座開設者が個人である場合には本届出書を使用しないでください。代わりに「個人のお客様用の届出書」をご使用ください。また、口座開設者が事業体である場合には本届出書を使用せず、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく届出書（事業体のお客様用）」をご使用ください。

本届出書の記入に関わる用語の定義については、この届出書の補足資料をご参照ください。

本届出書は、口座開設者または実質的支配者のいずれかが記入することができます。実質的支配者の代理として本届出書を記入する場合、署名を行う Part 3 に「権限」を記載してください。本届出書の記入者の例としては特定法人たる口座開設者、又は、委任状に基づく代理人があげられます。

アスタリスク(*)が付いている項目は、必須情報であることを示しています。本届出書は、このような情報の要求が現地の法令により禁止されていない場合にのみ、ご記入頂くことを意図しています。

本届出書は、本届出書に記載された実質的支配者の税務上の居住ステータスまたはその他の必須情報に変更がない限り、有効に存続します。本届出書に記載された内容に変更があった場合には、3 か月以内にシティにその旨を通知し、更新された届出書をご提出下さい。

本届出書は CRS 目的のみに使用されます。本届出書の提出をもって、米国税務当局のフォーム W-9、W-8、FATCA その他米国税務のために別途必要となる自己宣誓書に代えることはできません。

シティは金融機関であり、お客様またはその関係者に対し税務に関するアドバイスを行うことはできません。

特定の国における税務上の居住性の決定について、不明な点がある場合は、貴社の税務アドバイザーまたは現地の税務当局にお問い合わせください。経済協力開発機構(OECD)の自動的情報交換(AEOI)ポータルサイト(<http://www.oecd.org/tax/automatic-exchange/crs-implementation-and-assistance/>)では、自動的に情報交換を行う取り決めを交わした国の一覧や現地の税法など、CRS についてより詳しい情報を提供しています。

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく届出書 (実質的支配者用)

以下の届出書の種類を1つだけ選択した上で、Part1～2を英字ブロック体でご記入下さい。

本届出書は 新規口座に関する届出書 既存口座に関する届出書 異動届出書 です。

Part 1 - 実質的支配者に関する基本情報

A. 実質的支配者の氏名：

姓：* _____
 敬称(例：Mr. Mrs. Ms.)： _____
 名：* _____
 ミドルネーム： _____

B. 住所：

1行目 (例：番地／ビル等) * _____
 2行目 (例：都道府県／市町村等) * _____
 国* _____
 郵便番号* _____

C. 郵送先住所： (上記Bと異なる場合のみご記入ください)

1行目 (例：番地／ビル等) _____
 2行目 (例：都道府県／市町村等) _____
 国 _____
 郵便番号 _____

D. 生年月日*(YYYY-MM-DD)

E. 出生地

出生した町／市 _____
 出生国 _____

F. あなたが実質的支配者となる被支配事業体の正式名称をご記入ください

被支配事業体の正式名称 _____

G. 被支配事業体の口座番号をご記入ください (既存口座に関する届出書の場合にのみ必須)

被支配事業体の口座番号 _____

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく届出書 (実質的支配者用)

Part 2 - 税務上の居住地国 および 居住地国における納税者番号 (“TIN”)等に関する情報*

次の表に、以下についてご記入ください。

- (i) 実質的支配者の税務上の居住地国
- (ii) 記載された各居住地国における実質的支配者の納税者番号 (TIN)

実質的支配者の税務上の居住地国が 3 ヶ国を超える場合は、別紙にご記入ください。口座開設者がいずれの国においても税務上の居住者でない場合、1 行目にその旨を記載してください。

TIN を記入しない場合は、その理由を以下に示された **A**、**B** または **C** から選択してください。

- 理由 A** - 実質的支配者の居住地国では居住者に対し TIN を発行してない。
- 理由 B** - 実質的支配者が TIN またはそれに準ずる番号を取得できない。 (この理由を選択した場合、TIN を取得できない理由を二つ目の表に記載してください)
- 理由 C** - TINを発行する居住地国では、政府が金融機関にTINの確認及び報告を求めているため、TINの開示は不要である。

	税務上の居住地国	TIN ※税務上の居住地国が日本の場合、日本の「マイナンバー (個人番号)」は記入不要です。	TIN を記入しない場合の理由 (A、B、またはC)
1			
2			
3			

上記の**理由 B** を選択した場合、TIN を取得できない理由を以下の表にご記入ください。

1	
2	
3	

住所が上記の税務上の居住地国と異なる場合、その理由をご記入ください。

税務上の居住地国に変更があった場合は、以前の税務上の居住地国をご記入ください。以前いずれの国でも居住者でなかった場合、また、以前報告頂いた実質的支配者が該当しなくなった場合はその旨をご記入ください。(この情報は異動届出書を提出する場合のみ必要です)

その他参考となるべき事項：

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく届出書 (実質的支配者用)

Part 3 - 宣誓および署名*

1. 私は、本届出書に記載の全てが、私が知り、かつ、信じる限りにおいて、正確かつ完全であることを宣誓します。

2. 本届出書に記載された実質的支配者に関する情報および本届出書が適用される金融口座にまつわる財務情報（口座残高、収入金額、譲渡対価など）は、本口座が管理される国の税務当局に報告される場合があり、かつ、共通報告基準(CRS)に基づく税務当局間における金融口座の自動的情報交換に関する合意に基づき、[私/実質的支配者] が税務上の居住者と扱われる可能性がある他の国の税務当局にも報告され得ることについて承知します。

3. 私は、口座開設者の税務上の居住地に変更を及ぼすか、または本届出書に記載された情報が不正確または不完全になるような状況の変化があった場合には、当該変更が生じた日から3か月以内にシティに通知し、変更に応じて更新された届出書を提出する義務があることに同意します。

4. 私は、本届出書に係る事業体である口座開設者が開設するすべての口座に関し、実質的支配者であること、または実質的支配者のために署名する権限を有することを証明します。

署名：* _____

氏名（活字体）：* _____

日付：* _____

注：実質的支配者ご本人ではない場合、本届出書に署名するにあたっての権限を下に記載してください。代理人として署名する場合には、委任状のコピーも添付してください。

権限：* _____

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく届出書（実質的支配者用）

用語の定義に関する補足資料

注：ここでは本届出書の記入にあたり有用と思われる用語を一部選択して説明しています。実質的支配者となる個人の税務上の居住地の判断に係る基準についてご質問がある場合は、貴社の税務アドバイザーまたは管轄の税務当局にご相談下さい。

「口座開設者」 - シティが管理する金融口座の開設者として登録または認識されている事業体が「口座開設者」です。これは、当該事業体が税務上のフロースルー事業体（課税されない事業体）であるかどうかとは関係ありません。

「実質的支配者」 - 事業体を支配する自然人。事業体が「特定法人」に該当する場合、報告金融機関はその実質的支配者が報告対象者であるかどうかを決定する必要があります。日本の法令上、実質的支配者とは以下の自然人を指します。

- a) 資本多数決原則に基づく法人（「資本多数決法人」）において、直接または間接的に全体の4分の1を超える議決権を有すると認められる自然人がいる場合、当該自然人
- b) 上記以外の資本多数決法人のうち、当該法人の活動に支配的な影響力を及ぼすと認められる自然人がいる場合、当該自然人
- c) 資本多数決法人以外の法人に以下に該当する自然人がいる場合は当該いずれかの自然人：
 - 当該法人の事業から生ずる収益若しくは当該事業に係る財産の総額の4分の1を超える収益の配当または財産の分配を受ける権利を有すると認められる自然人があるもの；または
 - 出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有していると認められる自然人があるもの
- d) 上記 a) から c) までの自然人がいない法人については、当該法人を代表し、その業務を執行する自然人

「事業体」 - 会社、団体、組合、信託または基金等の、法人又はまたは法的協定。

「金融口座」 - 金融機関によって管理されている口座で以下を含みます。預金口座、証券口座等の保管口座、特定の投資事業体の投資持分・負債性金融商品、キャッシュバリュー保険契約、年金保険契約。

「投資事業体」 - 投資運用業者たる他の報告金融機関によって資産運用がなされている事業体で、直近の3事業年度において、総収入金額のうち有価証券およびデリバティブの投資収入の占める割合が50%以上であるもの。

「参加国」 - (i) 共通報告基準に定められた情報を提供し、金融口座の自動的交換が必要とされる国で、(ii) OECD の公表リストに記載される国をいいます。

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく届出書 (実質的支配者用)

「**特定法人**」 - (i) 法人または外国に税務上の居住地を有する信託であって、かつ、(ii) 以下のいずれにも該当しない事業体：

- a) 報告金融機関以外の上場会社及びその関係会社
- b) 政府機関、中央銀行、または国際機関
- c) 政府機関、中央銀行、または国際機関が資本金等の全部を出資している事業体
- d) 日本の法人税法に定める公共法人または公益法人（収益事業を行っているものを除く）
- e) 報告金融機関
- f) 外国報告金融機関 またはそれに準ずる外国の金融機関（参加国以外の地域に所在する投資事業体を除く）
- g) 子会社の経営管理のみに従事する持株会社
- h) a)の関係会社へのファイナンスを業とする法人、
- i) 総収入の 50%未満が受動的収入であり、かつ、総資産の 50%未満が受動的収入を生み、または受動的収入を生み出すために保有される資産である法人、または、
- j) 法人設立日以 2 年以内で事業を開始してない法人（外国で設立された一定の投資事業体を除く）

「**報告対象国**」 - (i) 共通報告基準に定められた金融口座に関する情報提供が必要とされる、金融情報の自動的交換制度の参加国で(ii)日本の税務当局の公表リストに記載される国をいいます。

「**報告対象者**」 - 報告対象国の税務上の居住者である個人（または事業体）。口座開設者が、通常、「報告対象者」となります。しかしながら、口座開設者が特定法人、または、参加国以外の地域に所在する投資事業体である場合、報告対象国の税務上の居住者であるそれらの実質的支配者も「報告対象者」に含まれません。

「**TIN**」 - 納税者番号 (Taxpayer Identification Number)、または TIN がいない場合には同等の機能を有する番号を指します。TIN は、国により個人または事業体に割り当てられた文字または数字の独自の組み合わせであり、その国における税法の運用上、個人または事業体を特定するために使用されます。TIN を発行しない国も存在しますが、多くの場合そのような国では、身分証明書と同等の高い信頼性を持つ他の番号（「同等の機能を有する番号」）が使用されています。そのような同等の機能を有する番号の個人に関する例としては、社会保障番号（ソーシャルセキュリティナンバー）、社会保険番号、国民番号、個人識別番号、サービスコード番号、住民登録番号などがあります。